

2025年4月1日制定

独占禁止法の遵守に関するガイドライン

周南冷凍空調工業協同組合

独占禁止法の遵守に関するガイドライン

1. 基本方針

周南冷凍空調工業協同組合（以下、「当組合」という）は、わが国における「私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律」（以下、「独禁法」という）を十分尊重し、これを遵守する。

当組合は、「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」を尊重し、当組合の活動が市場の公正かつ自由な競争を阻害することのないよう十分な注意を払い、組合員が安心して活動ができる環境を整えるためにこの指針を定める。

2. 禁止事項

当組合における諸活動及びそれを行う者は、「価格制限行為」、「数量制限行為」、「顧客、販路等の制限行為」、「設備又は技術の制限行為」、「参入制限行為等」、「その他、独禁法に抵触するおそれのある行為」、およびその疑いを惹起する行為を行わない。

3. 会議の運営上の対応

- (1) 会議の開催にあたっては、原則として、当組合役員が出席することとする。
- (2) 会議において、前項禁止事項にあたる議論および意見交換、資料の配布等を行わない。
- (3) 会議において、独禁法上問題となるおそれがある発言があった場合は、当該会議を終了する。
- (4) 会議終了後、速やかに議事録を作成する。

4. 懇親会

懇親会は当組合の参加者相互及び組合役員との懇親を目的として開催される会合等をいい、必然的に当組合員たる競合会社の社員等が参加するものである。そこでは競合会社同士のみの接触をさけるため、当組合役員が1名以上参加する等開催の条件を以下のとおりとする。

- 1) 懇親会の参加者は本ガイドラインを理解し順守する旨の誓約をした者に限る。
- 2) 懇親会には当組合役員が必ず1名以上参加する。
- 3) 懇親会の参加者は、懇親会の席上、本ガイドラインに規定される禁止事項が話題となったと認める場合は、速やかに退席し、当組合の事務局に報告する。

5. 独禁法コンプライアンス責任者

当組合のコンプライアンス責任者を専務理事とし、関連業務は事務局が所掌する。

6. 研修の実施

当組合は、当組合役員に対して独禁法コンプライアンスに関する研修を定期的を実施し、各人の知識向上とその維持に努める。

7. 本ガイドラインの周知徹底

当組合は、本ガイドラインをホームページに公開する等、組合員及び当組合役員への周知徹底を図る。

このガイドラインは2025年4月1日から適用する。